

業 務 瓦 版

2013年 4月24日

第 14 号

J R 東海 労新幹線地本
業 務 部

「ダイヤ改後の諸問題」に関して申し入れる

新幹線地本は2013年4月23日、申25号で「ダイヤ改正に伴い発生している諸問題」に関する申し入れを行いました。

3月16日のダイヤ改正後、各運輸所、駅、車両所の組合員から職場環境や労働条件に関する問題点が多く寄せられました。新幹線地本は現場で奮闘している組合員の声を基に、諸問題の解決に向けて取り組みます。

申し入れ内容は下記の通りです。

////////////////////////////////////

「ダイヤ改正に伴い発生している諸問題に関する申し入れ」

3月16日のダイヤ改正後、J R 東海 労新幹線地本内の各分会組合員から、各職場における職場環境についての問題点が多く寄せられている。よって、ここに組合員の声にもとづき労働条件の改善と安全で働き甲斐のある職場環境をつくるために以下のとおり申し入れるので、各現場組合員の声を真摯に受け止め、早急に協議の場を設け誠意ある回答をすること。

記

1、運輸所関係について

- 1) 停止位置目標が夜間・早朝非常に見づらい。名古屋車両所（日比津）のように反射板を使った物に変えること。
- 2) 新大阪引き上げ3・4番線のブレーキポイントを設置すること。
- 3) 新横浜駅可動柵の到着時の開扉時期が遅いため、駅開扉時期の統一をすること。
- 4) 東京駅14番線立哨位置の安全柵開閉スイッチを改善すること。
- 5) 東京駅14番線、11・12号車付近（神田方）階段から上がってくるお客様を確認できるモニタを増設すること。
- 6) 車掌業務で、京都駅下り本線16号車乗務員室扉を出た所に雨天時は水がたまっている。滑って労災事故にもつながりかねないので排水工事をすること。
- 7) 掛川駅・三河安城駅13号車～16号車のホームに屋根を付けること。

- 8) 新大阪27番線ホーム東京方詰め所のトイレ内に服をかけるフックを付けること。
- 9) 年休が必要な日に入らないのが日常化し一人も入らない日もある。時季変更も明示していない。労基法に違反している。直ちに改善すること。
- 10) 本人の同意のない一方的な休日出勤は、直ちにやめること。休日出勤を解消すること。
- 11) 乗務員の予備月勤務発表は、前月25日では遅く生活計画が立てられない。前月10日までに休日予定を発表すること。その際年休発給者も発表すること。
- 12) 規定類の訂正が非常に多いため訂正に要する時間は超勤とすること。
- 13) 営業連絡・周知徹底事項は個人配布とすること。
- 14) 訓練指定について、勤務前、勤務後2時間近く待たせるのは、やめること。訓練までの待ち時間も超過勤務扱いとすること。
- 15) 運輸所、車両所、全ての乗務員待機室の椅子をリクライニング出来るように改善すること。
- 16) SAS（無呼吸）のリース料毎月5000円近くは負担が大き過ぎる。会社負担とすること。
- 17) 一度無呼吸とされた運転士についても、改善されている場合もある。二回目の検査を実施すること。
- 18) 東京第二運輸所の風呂場の椅子を高さのあるものに変えること。
- 19) 夏服を開襟シャツにすること、またはネクタイを省略すること。
- 20) 大井車両所、日比津、鳥飼車両所の乗務員待機室に冷水器を設置すること。
- 21) 名古屋駅ホーム、乗務員待機場所にある冷水器が故障した状態である、早急に修理し使用可能にすること。

2. 駅関係について

【 各駅共通事項について 】

- 1) 夏季の服装については、業務の快適性と節電効果を上げるためにネクタイを省略すること。
- 2) 輸送担当業務は管理者以外の輸送主任や輸送係にも指定しているが、業務上の責任は大きいが見合う手当がまったくないのは不合理である。よって、輸送担当業務に対して手当を新設すること。

【 東京駅に関する事項について 】

- 1) 営業3科は日常的に超過勤務が発生している、乗客担当などは管理者や内勤の応援で繁忙期や繁忙時間帯を凌いでいる、就労制限社員の病気療養や今後の専任社員の退職を見据えても業務が円滑に遂行できるよう要員を増やすこと。
- 2) 遺失物は夕方から夜にかけての時間に遺失物引き取りで窓口が大変混雑する。遅番は二人体制であり、二人とも窓口対応に追われ、テレホンセンターや他駅からの問い合わせ電話にも出られない状況である。波動の10番を固定化し遅番は常時三人体制とすること。
- 3) 車椅子担当業務は、4月からJR東日本との業務引継ぎ体制が大幅に変更となった。会社側も問題点を社員から意見集約し、問題点の改善や見直しなどの対応を夏季輸送までに行うこと。
- 4) 遺失物詰所にも列車運行情報設備を設置すること。

【 品川駅に関する事項について 】

- 1) 多客輸送時および異常時の情報伝達が不十分であり、乗客に対してのサービスおよび安全の確保が困難な状況がある。よって、十分な対応が可能な要員を配置すること。
- 2) 異常時には、品川に着く列車の順番が予告もなく変更になったり、新横浜駅で後続の列車に追い越されるといふことがある。異常時にあっても駅員への正確かつ迅速な情報伝達を行うこと。
- 3) 異常時の指令からの情報を関係各所へテレスピーやPHSを活用し適宜連絡するための要員を確保すること。
- 4) 空調装置は集中制御のため、冷暖房の温度調整が部屋毎に出来ず、風量の「切・弱・強」の切り替えしかない為、夏は冷えすぎ、冬は暑すぎて、寝にくく体調管理が厳しい。よって、詰所、寢室別に個別に温度調整が可能なものとする事。
- 5) 夏場の温度調節のための扇風機を詰所、寢室別に配置すること。
- 6) 当務駅長が助役でない場合が多くあり、責任体制上問題である。よって、ホームには必ず助役を配置し、当務駅長は助役が担当し責任者を明確にすること。
- 7) 上りホームの詰め所においては、CPや制御機がありそれから発する熱によって冷房効果が非常に悪い状況がある。応急的に送風口を外して対処しているが効果がない。よって、根本的な改善をすること。

【 新横浜駅に関する事項について 】

- 1) 営業第二詰所内の空調設備は、換気能力が非常に弱く換気できる窓もない。換気機能を改善すること。また、現在空調の切り替えができず、ドアを開けたままでの温度調節をしている状況なので早急に改善すること。

3. 車両所関係について

- 1) 交番検査施行時は、第一検修庫の10番線を空線扱いとすること。
- 2) 交番検査の放送の輻輳を解消すること。特に、8番線は7番、9番に挟まれて聞き分けが困難である。早急に対策を実施すること。
- 3) 第二検修庫内、東京方及び大坂方の大便所は各1ヶ所しかないため増設すること。
- 4) 東京仕業検査車両所の昼の申告処理の本数において、第一検修庫と第二検修庫の差が大き過ぎるため、均等化すること。
- 5) 東京修繕車両所の構内操縦において、第一検修庫担当者全員に対して、第二検修庫用の列車報を配布すること。

4. その他について

- 1) 関連会社に業務を委託する費用を増やし、出向社員、関連会社社員の労働環境改善をはかること。

////////////////////////////////////

私たちJR東海労新幹線地本は、働きやすい労働条件及び職場環境の改善に向けて、今後も会社に申し入れを行い問題解決に向け協議してまいります。